育業応援プロジェクトに係る協定書（案）

　東京都と育業応援プロジェクトに採用された≪事業名≫（以下「本事業」という。）に係る事項について、東京都（以下「甲」という。）と≪事業者名≫（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結し、これに従い本事業を実施する。

（本事業の実施期間）

第１条　本事業の実施期間は、本協定締結の日から令和７年３月31日までとする。

（本事業の実施）

第２条　甲及び乙は、本事業の実施に向けて、それぞれが誠実に対応するものとし、最善の努力をする。

２　乙は、本事業を実施する上で、事業に資する経費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとする。

（役割分担）

第３条　甲と乙の役割分担は次のとおりとし、その役割について甲と乙が責任を持ち、協力して本事業の実施に取り組むこととする。

1. 甲の役割

　　ア　乙が実施する本事業に要する経費の支援を行うこと

　　イ　その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと

1. 乙の役割

　　ア　甲と連携し、本事業を実施すること

　　イ　その他本事業の円滑な実施に向けて甲が必要と認めることを行うこと

（費用負担）

第４条　乙が実施する本事業に係る経費は、●●円（税込）を上限に甲が負担する。

（負担金の交付申請）

第５条　本協定締結後、乙は甲に対して別記様式１に企画提案書（自由様式）、収支予定書（様式第３号）、印鑑証明書（申請日から起算して３ヶ月以内に発行されたもの）、法人事業税納税証明書（直近のもの）を添えて、第４条に記載した負担金額にて交付申請を行う。

（負担金の交付決定）

第６条　甲は、負担金交付申請の内容を審査し、適正と認めたときは、負担金の交付決定を行い別記様式２により乙へ通知する。

（実施報告及び収支報告）

第７条　乙は、本事業が終了したときには、甲の指示する期限までに、別記様式３実施完了届、実施報告書（自由様式）、別記様式４収支報告書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

２　甲は、必要と認めるときは、乙に対して本事業の実施状況等について報告を求めることができる。

（負担金の確定）

第８条　甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、本事業終了後、年度内にその内容を調査・審査の上、適当と認められるときは、負担金額を確定し、乙に対して別記様式５により通知する。負担金額確定通知後、乙は、２週間以内に請求書を甲に提出しなければならない。

（負担金の支払方法）

第９条　甲は、前条の規定により提出のあった適法な請求書に基づき、事業完了後に一括で支払うものとする。

（個人情報の取扱い）

第10条　乙は、本事業の実施にあたり取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他所要の規定を遵守しなければならない。

（情報公開）

第11条　本事業に関連し、甲が作成する資料及び乙が甲に対して提出する資料は、公文書として取り扱い、個人情報に係る部分を除いて、原則として公開の対象とする。

（本事業の公表）

第12条　甲及び乙は、本事業の内容等を公表するときは、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

（本事業の内容変更等）

第13条　甲又は乙は、次のいずれかに該当する場合は、相手方と協議の上、本事業の内容を変更することができる。

（１）第７条に定める実施報告の結果、進捗状況等を踏まえて本事業の内容を変更することが妥当と認められるとき

（２）本事業の実効性を高めるため、必要があると認めるとき

（天災その他不可抗力による本事業内容の変更）

第14条　本協定締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により本事業の内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、本事業の内容を変更することができる。

（甲による協定の解除）

第15条　甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。また、乙が次のいずれかに該当する場合は、本協定の解除の有無にかかわらず、乙は、本事業において甲が乙に支払った金員（以下「支払金」という。）について、甲の定める期限までに甲の指定する方法により返還しなければならない。

1. 乙が本事業の実施に関し、不正行為を行ったとき
2. 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
3. 乙が正当な理由なく本事業の内容を履行せず、又はこれに反する行為をしたとき
4. 乙が、本事業として以下の行為を行ったとき又は以下の行為に支払金を用いたとき

ア　政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

イ　公序良俗に反するもの

1. 乙の責めに期すべき事由により、甲が損害又は損失を被ったとき

２　甲は、前項により乙が返還する支払金（以下「返還金」という。）のうち、本協定の履行のために適切に使用されたと甲が認める金額を返還金から控除するものとする。

（違約金及び延滞金）

第16条　乙は、前条第１項の規定により返還金を返還するときは、返還金の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、前条第２項の規定により返還金の一部が控除される場合は、控除後の返還金の100分の10に相当する額を違約金とする。

２　乙は、前項の規定による返還金及び違約金について、乙がこれを前条第１項に定める返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年５パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の端数があるときはその端数額を切り捨てる。）を納付する。

（延滞金の計算）

第17条　甲が前条第２項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた返還金及び違約金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（損害賠償責任）

第18条　甲及び乙は、本協定に定める義務に違反したことで本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

２　甲又は乙は、本事業を実施するに当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれその損害を賠償する責を負う。

（暴力団等の排除）

第19条　乙は、本事業を実施するに当たり、乙や乙に所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

（１）断固として不当介入を拒否すること

（２）甲に報告すること

（３）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

（乙による協定の解除）

第20条　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

（１）甲が第３条第１号に定めるアに正当な理由なく違反したとき

（２）甲の責めに期すべき事由により、乙が損害又は損失を被ったとき

（疑義の決定等）

第21条　本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

　以上を証するため、本協定を２通作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　東京都知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　乙　住所

　　　　氏名 ≪事業者名≫

　　　　　　　　　　　　　　　 ≪代表者 役職・氏名≫　 印